

町職員の給与と職員数を公開します

☎ 総務課 ☎84-0310

ここに掲載しているもののほか人事行政運営などの状況を町ホームページで公表しますのでご覧ください。
http://www.town.kaisei.kanagawa.jp

給与の支給状況

●特別職の報酬などの状況

区分	給与・報酬の月額 (平成25年4月1日現在)	期末手当の年間支給割合 (平成24年度実績)
町長	750,000円	2.95月分 ※ただし、6、12月支給額において町長25%、副町長15%を減額しています。
副町長	637,000円	
議長	370,000円	3.70月分 ※ただし、12月支給額において議長10%、副議長5%、議員3%を減額しています。
副議長	290,000円	
議員	260,000円	

●平均給料月額および平均年齢 (平成25年4月1日現在)

区分	月額	年齢
一般行政職	306,600円	39.1歳
技能労務職	239,900円	52.8歳

●一般行政職の経験年数別給料月額 (平成25年4月1日現在)

区分	経験10年	経験15年	経験20年	区分	経験10年	経験15年	経験20年
大学卒	260,100円	312,100円	351,600円	高校卒	215,400円	260,100円	312,100円

●一般行政職の初任給など

区分	決定初任給	採用2年経過日 給料額
大学卒	172,200円	185,800円
高校卒	140,100円	149,800円

●職員数の状況

区分	平成24年	平成25年	増減数
一般行政 (議会・総務・企画等)	71人	75人	4人
特別行政 (教育委員会)	29人	28人	△1人
公営企業等 (上下水道・国保・介護)	12人	11人	△1人
合計	112人	114人	2人

(各年4月1日現在)

●一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
職名	主事	主事	主事	主査	副主幹	主幹	課長	部長	
職員数	4人	14人	22人	11人	8人	26人	15人	6人	106人
構成比率	3.8%	13.2%	20.8%	10.4%	7.5%	24.5%	14.1%	5.7%	100%

※開成町の給与条に基づく給料表の級区分による職員数です。

給与の種類

■毎月決まって支給されるもの

区分	内容	金額	
給料	職種や勤務に応じた給料表に定める額		
地域手当	給料・扶養手当・管理職手当の合計額の3%		
扶養手当	配偶者がある場合 (月額)		
	配偶者	13,000円	
	配偶者以外の扶養親族 (1人につき)	6,500円	
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	
	特定期間にある子1人に対する加算額	5,000円	
住居手当	自己所有住宅居住者	7,000円	
	新築又は購入後5年間	5,000円	
	6年目以降	5,000円	
賃貸住宅居住者	支給限度額	27,000円	
通勤手当	定期券利用の場合、その定期券の期間ごとに支給		
	交通機関利用者	運賃等相当額限度額	55,000円
管理職手当	交通用具利用者	片道2km以上から支給	2,000円～
	管理職の職責に応じて給料の12%～13%を支給		

■勤務した実績に応じて支給されるもの

区分	内容
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当
特殊勤務手当	危険・困難・健康によくない業務などに従事したときに支給される手当 (町税等徴収手当・有害毒物薬物取扱手当など)
その他	日直手当など

■その他

区分	内容		
期末勤勉手当	民間企業のボーナスに相当する手当 年間3.95月分		
退職手当	区分	自己都合支給率	定年支給率
	勤続20年	23.03か月	28.7875か月
	勤続25年	32.83か月	38.955か月
	勤続35年	46.55か月	55.86か月
	最高限度額	55.86か月	55.86か月

※支給率は、県内3市14町村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。



インターネットで、 電子申請・届出サービスが利用できます

県や町役場などの窓口で行っている申請や届け出などの手続きが、家庭のパソコンなどからインターネット経由で利用できるサービスです。

☎ 企画政策課 ☎84-0312

■神奈川電子自治体共同運営サービス

神奈川電子自治体共同運営サービスでは、県と県内市町村などが共同で、電子申請・届出、電子入札などのオンラインサービスを提供しています。

住民基本台帳カード、電子証明書の取得手続きは、本庁舎1階の税務窓口課で受け付けています。



このサービスでの手続きは、申請・届出のため、証明書の交付受領や手数料の支払いなどは、役場窓口に来ていただく必要があります。
【受付：土日・祝日を除く8時30分～17時15分】

■公的個人認証が必要な手続き

公的個人認証が必要な手続きを利用される際には、住民基本台帳カードと電子証明書が必要です。(下図)

開成町電子申請・届出システム手続一覧

※○印は、公的個人認証が必要なものです。

認証	申請書類	担当課
○	公文書公開請求	総務課 ☎84-0310
○	自己情報の開示請求	
	町営住宅不在届申請	財務課 ☎84-0322
	町営住宅明渡届申請	
○	印鑑登録証明書交付申請	税務窓口課 ☎84-0313
○	住民票記載事項証明交付申請	
○	住民票の写し交付申請	
○	住民票付記転届	環境防災課 ☎84-0314
○	犬の死亡届出	
○	犬の登録事項変更	
	し尿処理申込	

電子申請・届出サービスへのアクセス方法



町ホームページのトップページ、右中央のオンラインサービスに並んでいる「開成町電子申請届出」バナーをクリックすると、「電子申請・届出サービス」ポータル画面へアクセスできます。

クリック!

- ・町ホームページアドレス <http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/>
- ・電子申請・届出サービスホームページアドレス <https://shinsei.asp-e-kanagawa.lg.jp/eka-jportal/kanagawa/>